



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年10月

No.89

特集【特集】親権と監護権の違いについて

「親権」や「監護権」という言葉はよく耳にされると思います。離婚の際にも「子どもはどちらが引き取るのか」「親権はどちらがとるのか」もめているなどという話をよく聞きますよね。実際のところ「親権」と「監護権」にはどのような違いがあるのでしょうか。今号は「親権」と「監護権」の違いについてご紹介します。



■「親権」とは

「親権」とは、未成年者の子どもを監護・養育し、その財産を管理し、その子どもの代理人として法律行為をする権利や義務のことをいいます。法律上定められている具体的な親権の内容としては、次のようなものがあります。

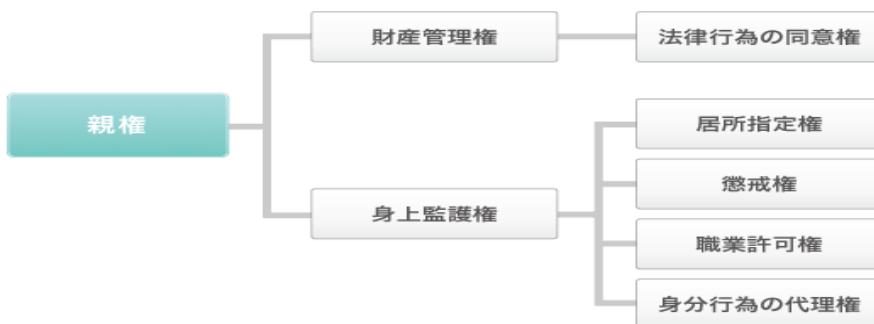
○財産管理権

- ① 包括的な財産の管理権：子どもの財産を管理する権限を持つ権利（民法第824条）
- ② 子どもの法律行為に対する同意権：未成年者は原則的に親権者の同意がなければ法律行為を行うことができません。ここでいう法律行為とは、売買、貸し借り、アルバイトなどの労働契約などが主に該当します。（民法第5条）

○身上監護権

- ① 身分行為の代理権：子どもが婚姻・離婚・養子縁組などの身分行為を行う際、それに同意し代理で手続きを行う権利（民法第820条）
- ② 居所指定権：子どもの世話・教育のために子どもの居所（＝住む家）を指定する権利（民法第821条）
- ③ 懲戒権：子どものしつけを行い、子どもが悪いことを行ったときには必要に応じて叱ったり懲戒を加えたりする権利（民法第822条）
- ④ 職業許可権：子どもが何らかの職業に就くことを許可する権利、子どもの成長に害が及ぶ、利益にならないと判断される場合、就業を制限することができる（民法第823条）

※これらは、親の権利である一方で、まだ社会的に未熟である子どもを保護し精神的にも肉体的にも成長できるように促さなければならない親の義務であるともいえます。



※民法改正のため、2022年4月1日より、成人(成年)年齢は20歳から18歳に引き下げられました。

■「監護権」とは

「監護権」とは、親権に含まれる子どもに関する権利(身上監護権)のことで、子どもと共に生活して日常の世話や教育を行う権利のことを指します。主に未成年の子どもを持つ保護者(親権者)が持つ権利であり、民法第820条、刑法で保護された親の義務でもあります。もし、この監護権を怠った場合、未成年の子どもに対する「身体・生命・安全」を確保する責任を放棄しているものとして、保護責任者遺棄罪として処罰の対象になります。

親権と似た意味で捉えられるのが子どもを育てる権利・義務である監護権です。

■「親権」と「監護権」

親権のなかには、「身上監護権(居所指定権、懲戒権、職業許可権等)」が含まれます。親権のなかで、この身上監護権のみを取り出して、親が子どもを監護し教育する権利・義務を「監護権」と呼んでいます。

監護権は親権の一部ですから、原則として親権者がこれを行います。親権者と監護権者は一致した方が、子どもの福祉に資すると一般的には考えられています。しかし、親権者が子どもを監護できない事情がある場合や、親権者でない片方が監護権者として適当である場合には、親権者と監護権者が別々になることもあります。

たとえば、「親権者は父親だが、長期の海外出張で子どもの世話や教育がまったくできない」「財産管理については父親が適任であるが、子どもが幼いので母親を監護権者とした方が子どもの世話をするうえで都合がいい」「親権者がなかなか決まらず、家庭内で不安定な状態が長く続くと子どもの精神的・肉体的な成長に悪影響がある」といったような事情がある場合には、例外的に父親＝親権者、母親＝監護権者(適性において父親と母親が逆の権利を持つこともある)と定めることができます。このように、親権と監護権は原則として同一の親に帰属するけれども、例外的にこれらを別々に定めることもできるという扱いになっています。

■「親権者」を決めるには

協議離婚の場合は、話し合いにより夫婦どちらか片方を親権者と決めます。話し合いで決まらない場合には、親権者の指定を求める調停を家庭裁判所に申立て、調停の話し合いを通じて親権者を決めていくことになります。

◆参考資料◆

○法務省ホームページ「親権者」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00015.html

○民法<e-Gov 法令検索>

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089>

○裁判所ホームページ「子どもに関する調停」

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_03_4/index.html

◆問合せ窓口◆

○裁判所ホームページ「管内の裁判所所在地一覧(長崎県)」

<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

※お住まいの地域の裁判所へお問い合わせください。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき